

さわらび地域包括 支援センター便り

2026 年
初夏の風だより号

「高齢者虐待」、あなたの“気づき”が守る命

虐待とは？ 高齢者虐待防止法では以下の行為が虐待と定義されています

- ① **身体的なこと**（身体的虐待）…つい強く腕をつかんでしまう、押し返してしまう、叩いてしまうなど、“手が出てしまう”こと。
- ② **お世話が行き届かないこと**（介護・世話の放棄・放任）…忙しくて食事の世話ができない、部屋の片づけが追いつかない、受診が後回しになるなど、“気づいたらできていなかった”という状況。
- ③ **言葉や態度のこと**（心理的虐待）…ついきつい言い方になる、怒鳴ってしまう、無視してしまうなど、“気持ちに余裕がなくなったときの言葉や態度”。
- ④ **デリケートな場面でのこと**（性的虐待）…排泄の介助がしやすいという目的で下着のままで放置する、人前でおむつ交換をするなど、“本人の気持ちや尊厳に配慮が行き届かない”場面。
- ⑤ **お金のこと**（経済的虐待）…本人以外のために勝手に年金を使ってしまう、本人が使いたいお金を使わせないなど、“お金の扱いが本人の意思とずれてしまう”こと。

でも「虐待をしている人＝悪者」ではありません

虐待の背景には、

【介護疲れ】 【ストレス】 【認知症への対応の難しさ】 【経済的な不安】 【家族の孤立】
など、支援が必要な事情が隠れていることが多くあります。

皆さんの“気づき”が、深刻化を防ぐ大きな力になります

介護中の方へ

- ☐ つい声を荒げてしまう
- ☐ きつい言い方やため息が増えている
- ☐ 介護が負担でイライラしやすい
- ☐ 一人で抱え込み、誰にも相談できていない

周囲の方へ

- ☐ 家から怒鳴り声が聞こえる
- ☐ 介護者が極端に疲れている
- ☐ 訪問しても高齢者に会えない
- ☐ 生活環境が不衛生に見える

「あれ？いつもと違う」と感じたら、ひとりで抱え込まずご相談ください。相談をしても、すぐにすべてが解決するわけではないかもしれませんが、それでも、今より少しでも状況がよくなるように、あなたと一緒に考えていきます。相談は匿名でも可能で、相談者の情報は守られます。（さわらび地域包括支援センター 54-3521）

活動紹介

地域で活動する団体を紹介します。今回は…

「賀茂っこ」

あなたも楽しく介護予防しませんか？

簡単なストレッチ体操やクラフト（折り紙）、脳トレやお口の体操などをしていきます。楽しい時間を一緒に過ごしましょう。

日時：毎週水曜日（第5水曜日と祝日を除く） 午後1時30分～午後3時

場所：賀茂校区市民館 対象：65歳以上



お問い合わせ：さわらび地域包括支援センター

熱中症にご注意ください！

屋外でも室内でも熱中症の危険があります。水分をこまめにとり、室温にも気を配りましょう。暑さを感じたら無理をせず、涼しい場所で体を休めてください。

注意

さわらび地域包括支援センター



社会福祉法人
さわらび会

地域包括支援センターは福祉のなんでも相談窓口です！

地域包括支援センターでは、地域の皆様がいくつになっても安心して暮らしていただくために、保健・福祉・介護予防等の相談をお受けします。ご自宅まで訪問させていただくことも、支援センターでの相談も可能です。あらかじめお電話をいただくとスムーズです。相談は無料です。（豊橋市委託事業）

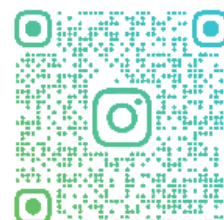
電話 54-3521 Fax 54-7378

豊橋市牛川町字浪ノ上 25 番地の 20（特別養護老人ホーム『さわらび荘』前）

営業日：月～金曜日（年末年始、ゴールデンウィークを除く） 営業時間：9:00～18:00

担当職員：保健師（松下）、主任介護支援専門員（白井、伴）、社会福祉士（石黒、小川）

* インスタグラムを始めました！最新情報はこちらからチェックしてください⇒⇒⇒⇒⇒



SAWARABIHOKATU